

## 南箕輪村むらづくり委員会条例

平成 16 年 9 月 10 日 条例第 16 号

改正

平成 19 年 12 月 17 日 条例第 27 号

(設置)

第1条 南箕輪村の総合的な発展に関する重要事項及び行財政の合理化に関する重要事項について調査審議するため、南箕輪村むらづくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、村長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 村の総合的な発展に関する重要事項
- (2) 村の行財政の合理化に関する重要事項
- (3) 国土利用計画に関する重要事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 識見者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第5条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(幹事)

第8条 委員会に必要があるときは、幹事をおくことができる。

- 2 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(専門委員)

第9条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 南箕輪村計画審議会条例(昭和43年条例第9号)
  - (2) 南箕輪村行政改革推進委員会設置条例(昭和60年条例第13号)

附 則(平成19年12月17日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。